

## 国民生活審議会 第9回消費者安全に関する検討委員会 議事要旨

日時：平成21年3月16日(月)13時～15時30分

場所：三田共用会議所 4階 第4特別会議室

出席者：(委員)

升田委員長、青木委員、東委員、大前委員、加来委員、越山委員、佐野委員、  
島野委員、鶴岡委員、中村委員、早川委員、原委員、古田委員、向殿委員、  
山上委員

(事務局)

田中国民生活局長、岡田国民生活局審議官、野村国民生活局消費者安全課長、  
甘利消費者企画課消費者行政推進室長、加納消費者企画課消費者団体訴訟室長 他

概要：

### 1 開会

### 2 重大事故情報報告・公表のあり方について説明及び質疑応答

事務局から重大事故報告・公表制度に関する現状と課題及び論点を説明後、質疑応答。

各委員からの主な指摘事項等

- ・事故の起因性の究明は、制度の消費者庁への移管後、消費者庁が自ら行うのか、それとも各主管省庁が行うのか。
- ・重大事故報告・公表に関する消費生活用製品安全法と消費者安全法案との関係はどのようなになるのか。
- ・消費者安全法案で事業者に事故報告を義務付ける規定を置かなかった理由は何か。
- ・消費者安全法案に基づき消費者庁に一元的に事故情報が集約されるが、主管省庁を經由して消費者庁に通知されるものについて、迅速性が損なわれることはないか。
- ・消費生活用製品安全法以外に事業者に事故報告を義務付けている分野であっても、公表について法令上明文の規定がないものについては検討の必要があるのではないか。

### 3 消費者安全教育・リスクコミュニケーションのあり方について説明及び質疑応答

事務局から消費者安全教育に関するこれまでの取組み、リスクコミュニケーションを巡る現状と課題及び論点整理案について説明後、質疑応答。

各委員からの主な指摘事項等

- ・「安全」に関する教育の強化に関して、どのような工夫を行っているのか。
- ・学校教育については、学習指導要領への踏み込みなどが必要と考えるが、どのような対応を行っているのか。

- ・消費者教育における情報集約・発信については、インターネットを前提とした取組みが中心であるが、インターネットへのアクセスが困難な所謂情報弱者への対応はどのように考えているのか。
- ・消費者「教育」の語は、学校教育の印象が強いため、「教育・啓発」とした方が良いのではないか。
- ・消費者教育について、抜本的な見直し等は検討していないのか。
- ・消費者教育において、企業が学校等に出前で行くなど、企業を巻き込んだ教育を行っていくべきではないか。
- ・消費生活相談員が教育現場に出向いて実際のトラブルを説明することなどを教育機関に提案しても、なかなか受け入れられないのが実態であるので、文部科学省との更なる連携を進めていただきたい。
- ・リスクコミュニケーションについては、消費者だけでなく、中小企業等を含む全ての利害関係者に対し、リスクコミュニケーションとは何かを伝える必要があるのではないか。
- ・リスクコミュニケーションは利害関係者を含めて議論することが重要で、様々な地域に出向いて議論を行うなどの仕掛けが必要と考えるが、消費者庁創設にあわせ、このような観点からの具体的な計画はないか。
- ・リスクコミュニケーションにおける消費者庁と関係省庁との役割分担や棲み分けはどのようになっているのか。
- ・リスクコミュニケーションのレベルアップとは、具体的にはどのようなことを意図しているのか。

#### 4 報告書素案について意見交換

事務局より消費者安全に関する検討委員会報告書素案を説明後、意見交換。

各委員からの主な指摘事項等

- ・Iの「報告書の位置づけ」としては、どのような内容を記載する予定か。
- ・報告書の「はじめに」において、消費者に対するメッセージ（消費者庁創設に関するPR）などを記載したほうが良いのではないか。
- ・IIの表題が「消費者庁の円滑な発足に向けた取り組みに関するもの」となっているが、発足に向けた取組みが検討対象である旨は表題にするよりも「報告書の位置づけ」で述べる方がよいのではないか。
- ・事故情報の公表について、再発・拡大防止のためには消費者に事故情報を届けることが重要であるので、II 1.(3)における公表ルールの記載については、積極的な公表を前提に検討する旨の記載が良いのではないか。
- ・事故情報の公表にあたり事故のナマ情報は慎重に取り扱うべきではあるが、ナマ情報を、設計・製造に起因するものに限られない旨の断り書きを入れて公表している事例なども参考にして検討を進めるべきではないか。
- ・事故情報データバンクについて、事故の再発防止・未然防止の観点からは、事業

者名、商品名、型式などの情報が消費者に開示されなければ十分とはいえないのではないか。

- ・事故情報データバンクとパイオネットとの関係はどのようになっているのか。
- ・消費生活相談員が入力する情報については守秘義務の観点も考慮する必要があるが、入力された情報は、事故情報データバンクでは、どの相手先にどのような範囲で開示されることになるのか。
- ・事故情報データバンクの運用は消費者庁が行うのか。
- ・事故情報データバンクの運用に関する事項について、本委員会の後にも審議する場があるのか。
- ・事故情報等の公表ルールを検討については、II 1.(3)の「更なる課題」に記載されているが、消費者基本計画に向けた課題でもあるため、IV においても記載すべきではないか。
- ・「重大事故情報」という言葉は、事故の程度の重大性に着目した言葉であり、多発性やヒヤリハットも視野に入れると、「重要事故情報」など、程度を意識しない言葉に変えていくべきではないか。
- ・II 2.(2)に記載の「事故調査委員会」については、「設置すべき」など、消費者庁の目玉として設置に向けたより積極的な記載をすべきではないか。
- ・事故原因究明のための期間について、用途を記載することはできないか。
- ・II 2.(4)の「生活弱者の視点に立った取組」において、情報の一元的な収集・分析・発信が追加されているが、生活弱者については一元的にできない部分があるので、生活弱者が置かれた環境による多面的な収集や発信などについても言及すべきではないか。
- ・III 2.(2)の「環境整備の諸課題」において、「消費者の側にも」「正しく注意して使用する責任がある」と記載されているが、「責任」との記載は「認識されるべき」などの記載にすべきではないか。
- ・IV 3.の「国際的な潮流を踏まえた消費者安全法制のあり方」について、わが国における自己完結的な対応だけでなく、諸外国との連携などについても記載すべきではないか。
- ・地方行政との関係でも商品テスト機能は重要であると考えるので、商品テスト機能について記載すべきではないか。
- ・「リコール促進」の共通指針は、報告書に添付されるのか。
- ・「安全」と「安心」は、意味が異なる部分もあるので、「安心」と「安全」の関係性などについて記載したほうが良いのではないか。

## 5 閉会

以上

(配布資料)

資料1 重大事故情報報告・公表制度について

参考資料1 製品・食品・施設分野における事故情報の報告・公表に関する  
主な現行制度

参考資料2 「事態」に関する用例

参考資料3 「公表」に関する裁判例・学説

参考資料4 事業者からの消費者事故の報告を義務付けた条例の制定状況等  
について

資料2 重大事故情報報告・公表制度の拡充に関する論点

資料3 消費者教育に関するこれまでの取組みについて

資料4 リスクコミュニケーションを巡る現状と課題

資料5 消費者安全教育、リスクコミュニケーションに関する論点整理案

資料6 消費者安全に関する検討委員会報告書素案

参考資料5 消費者事故情報一元化システムの全体像（イメージ図）

資料7 消費者安全に関する検討委員会報告書取りまとめに関して提出された  
委員からの意見

\* 本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。

\* 本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。

[問い合わせ先]

内閣府国民生活局消費者安全課

電話：03 - 3581 - 7735